

届出対象となる特定建築物の修繕・模様替、設備改修の規模一覧

	2,000 m <sup>2</sup> の標準的な規模以上の改修	全体の1/2以上の改修	工事实態を踏まえた規模の改修
<b>屋根、壁、又は床</b>			
屋根	修繕・模様替を行う屋根、壁又は床の面積の合計が2,000 m <sup>2</sup> 以上	修繕・模様替を行う屋根の面積が屋根全体の1/2以上	—
壁		修繕・模様替を行う壁の面積が床全体の1/2以上 (※参照)	—
床		修繕・模様替を行う床の面積が床全体の1/2以上	—
<b>空気調和設備</b>			
熱源機器（暖房用）	交換する熱源機器の定格出力の合計が300kW以上	交換する熱源機器の定格出力の合計が全体の1/2以上	—
熱源機器（冷房用）	交換する熱源機器の定格出力の合計が300kW以上	交換する熱源機器の定格出力の合計が全体の1/2以上	—
ポンプ（暖房用）	交換するポンプの定格流量の合計が900L/min以上	交換するポンプの定格流量の合計が全体の1/2以上	—
ポンプ（冷房用）	交換するポンプの定格流量の合計が900L/min以上	交換するポンプの定格流量の合計が全体の1/2以上	—
空気調和機	交換する空気調和機の定格風量の合計が60,000m <sup>3</sup> /h以上	交換する空気調和機の定格風量の合計が全体の1/2以上	1つの階に設置されている全ての空気調和機を交換する場合
空気調和設備以外の換気設備	交換する送風機の電動機の定格出力の合計が5.5kW以上	交換する送風機の電動機の定格出力の合計が全体の1/2以上	—
照明設備	交換する部分の床面積の合計が2,000 m <sup>2</sup> 以上	交換する部分の床面積の合計が全体の1/2以上	1つの階の居室に設置されている全ての照明設備を交換する場合
<b>給湯設備</b>			
熱源機器	交換する熱源機器の定格出力の合計が200kW以上	交換する熱源機器の定格出力の合計が全体の1/2以上	—
配管設備	交換する配管の長さが500m以上	交換する配管の長さが全体の1/2以上	—
昇降機	二以上の昇降機を交換する場合	—	—

※ 修繕・模様替を行うことによる省エネ性能の向上が充分に見込めず、また、修繕・模様替の実態として工事が行われない部分（道路に接していない敷地境界線から1.5m以下の部分）にある壁を除く。